著作権研究（連載 47）

平成最後の著作権法改正
ーなにができるようになったのかー

小川明子　（山口大学 国際総合科学部・教授）

著作権法が 2018 年の 12 月末までに、いろいろな箇所の改正案が国会を通過し、2019 年の 1 月から施行されました。また、それと並行してアメリカが抜けた TPP11 協定による改正が 18 年 12 月に発効し、19 年 1 月から施行されました。それらをまとめて「平成 30 年の改正」と呼ばれています。今回は、改正箇所をまとめて解説していただき、変化を掴もうと試みました。

（著作権委員会）

Ⅰ．はじめに

著作権法は迷路なのだろうか。令和元年の今、多くの人々にとって、ある CM でいう「小さすぎて見えない！」ならぬ、「（変更が）多すぎてわからない！」という状況が起きている。その一つの理由としては、平成 30 年 12 月 30 日から平成 31 年 4 月 1 日までに 3 種類（厳密に言えば 4 種類）の法改正[※1] が行われたことにある。

本稿では、法改正の内容から「著作者の許諾なしでできるようになったこと」、「許諾なしにはできないこと」、あるいは「変更になったこと」といった点をとりだして、施行日順に時系列で示していこうと考える。詳細に知りたい場合には、それぞれ該当する文化庁 HP[※2] の説明を読み込んでいただきたい。

Ⅱ．1 つ目の改正（2018（平成 30）年 12 月 30 日施行）[※3]

アメリカが TPP 交渉から離脱したことは大きく報道されたが、その後は興味をなくしてしまった人もいるかもしれない。実際アメリカを除く 11 か国によって、CPTPP 協定（あるいは TPP11）が締結されていた。CPTPP は、11 か国中 6 か国が国内手続きを完了したことをニュージーランドに通達すれば、60 日後に発効することになっていた。そして 6 か国目のオーストラリアが 2018 年 10 月 31 日に通達したため、2018 年 12 月 30 日に CPTPP が発効した。主要な変更点は以下。

（1）著作物等の保護期間の延長

	始期	終期（改正前）	終期（改正後）
著作物 原則	創作時	著作者の死後 50 年	著作者の死後 70 年
無名・変名		公表後 50 年	公表後 70 年
団体名義		公表後 50 年	公表後 70 年
映画		公表後 70 年	公表後 70 年
実演	実演した時	実演が行われた後 50 年	実演が行われた後 70 年
レコード	音を最初に固定した時	レコードの発行後 50 年	レコードの発行後 70 年

（2）著作権等侵害罪の一部非親告罪化

著作権侵害の場合、親告罪（権利者等の告訴が必要）だったもの（第 123 条 1 項）について、今回の改正で、「対価としての財産上の利益を得る」又は「有償著作物等の提供若しくは提示により権利者の得ることが見込まれる利益を害する」目的の一号乃至二号の行為は、非親告罪とした（第 123 条 2 項）。

123 条 2 項柱書	「次に掲げる行為の対価として財産上の利益を得る目的又は有償著作物等の提供若しくは提示により権利者の得ることが見込まれる利益を害する目的がある」場合	
	一	原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡、又は、原作のまま公衆送信
	二	原作のまま複製された複製物を公衆に譲渡、又は原作のまま公衆送信を行うための有償著作物等の複製

ここでいう有償著作物等とは、「著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの」をいう（第 123 条 3 項）。充たすということは、単に「非親告罪」として扱われることになるということであって、全て充足していなければ侵害とならないということではない。

現在有償で販売されている漫画、小説、映画等の海賊版を販売する行為は、まさに、非親告罪の対象となる侵害行為であるが、一方で、漫画等をもとにした同人誌やパロディといったものを販売したり、ネット上に投稿したりする行為は、「親告罪」が維持されることになる。すなわち、権利者等の告訴が依然として必要である。

（3）アクセスコントロールの回避等に関する措置

「技術的利用制限手段」が新設され（第 2 条第 1 項第 21 号）、「技術的利用制限手段」の回避を行うことが、みなし侵害の一つとされた（第 113 条第 3 項）。すなわち、アクセスコントロールを権限なしに回避する行為は、（著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き）侵害行為とみなされる。一例を挙げれば、マジコンと呼ばれるゲームソフトをコピーしたりバックアップしたり、バックアップをゲーム機で起動することができる機械の使用が対象となる。

※ 1：本稿では触れないが、3 種類の改正の他、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成 30 年 7 月に公布されたために、著作権法も一部改正が行われている。
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/minpou/

※ 2：「最近の法改正等について」文化庁 HP
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/

※ 3：「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に　関する法律（平成 28 年法律第 108 号）及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 70 号）について」文化庁 HP
http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/

Ⅲ．2 つ目の改正（2019（平成 31）年 1 月 1 日施行）[※4]

平成 30 年著作権法改正では、以下 4 つの観点から権

利の例外(権利制限規定)が増改築されたといえる。※5

(1)デジタル・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

「著作物に表現された思想または感情の享受を目的としない使用」(第30条の4)は、著作権者等の利益を不当に害さない限り、著作者の許諾なしに行うことが可能となった。

第30条の4	一	著作物の利用に係る技術開発、実用化試験
	二	情報解析
	三	それ以外の人の知覚による認識を伴わない電子計算機等による使用

「電子計算機における著作物の利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用」(第47条の4第1項)は、著作権者等の利益を不当に害さない限り、著作者の許諾なしに行うことが可能となった。

第47条の4第1項	一	電子計算機における著作物の利用に伴う複製
	二	送信の障害の防止等のための複製
	三	情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

「電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復するための利用」(第47条の4第2項)は、著作権者等の利益を不当に害さない限り、著作者の許諾なしに行うことが可能となった。

第47条の4第2項	一	保守、修理のための一時的複製
	二	機器の交換のためのデータの移行
	三	滅失等の場合の復旧のために複製すること

「電子計算機による情報処理およびその結果の提供の付随する軽微利用等」(第47条の5)は、著作権者等の利益を不当に害さない限り、著作者の許諾なしに行うことが可能となった。

第47条の5第1項	一	所在検索サービスの結果を提供
	二	情報解析とその結果の提供
	三	それ以外に、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するもの

(2)教育の情報化に対応した権利制限規定の整備

「学校その他の教育機関における複製等」は、ICTを活用した教育での円滑化を目指し、今後は、家での予習復習にも活用できるよう「公衆送信」が可能となるはずであったが、実質現時点では、新たな規定は適用されていない。

35条	現行	改正後条文(3年以内)
1項	授業過程の複製	授業過程の複製/公衆送信/伝達
2項	授業の同時配信	公衆送信の場合の補償金支払い
3項	—	授業の同時配信

改正後は、教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払う義務が生じることから、この補償金の額及び徴収方法は3年以内に決定するとされ、その後、35条は改正された新規定に差し替えられる。

(3)障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

我が国が「盲人、視覚障害者その他印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(通称マラケシュ条約)」に加盟したことによって、肢体不自由で本を持てないといった視覚障害以外の理由も含めた同様の困難さがある人々も含まれることとなった。

37条	改正前	改正後
1項	点字による複製	点字による複製
2項	点字の公衆送信	点字の公衆送信
3項	視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者のために必要な方式での複製又は公衆送信	視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者のために必要な方式での複製又は公衆送信

(4)アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

「図書館等における複製等」(第31条3項)においては、国立国会図書館は絶版等資料については他館からの依頼に基づいて複製や自動公衆送信が可能であったが、今回の改正で外国の図書館等であっても政令で定めるものに該当すれば、送信等可能となった。

「美術の著作物等の展示に伴う複製等」(第47条)は、美術展等で観覧者のための小冊子の複製を許容している規定だったが、小冊子に加えてタブレット端末等の電子機器への掲載も可能としている(1項、2項)。また、展示作品情報をサムネイル画像でネット公開(3項)することも可能とした。

「著作者不明等の場合における著作物の利用」(第67条)は、既に公表された著作物の著作者が不明で、相当な努力を払っても連絡が取れないような場合、文化庁長官が定める額の補償金を供託すれば、利用可能であることを定め、裁定と呼ばれている。本改正では、国や政令で定められた団体(国等)が利用する場合には供託が不要であるとした。ここでいう政令は著作権法施行令第7条の6であり、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、日本放送協会が含まれる。ただし、裁定を受けようとするのであれば、申請書に著作権者と連絡できない等の証拠となる資料を添えて、文化庁長官に提出する必要がある。

※4:「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)について」文化庁HP http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

※5:「著作権法の一部を改正する法律の概要」http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_01.pdf

Ⅳ. 3つ目の改正(2019(平成31)年4月1日施行)※6

最後の改正は、従来の教科用図書にデジタル教材が加えられることになったことに伴う著作権法の改正であり、著作権法上「教科用図書代替教材への掲載等」(第33条の2)が新設された。

実質デジタル教材を加えたに過ぎないが、教科用図書教材関連条文に代替教材も追加されている。

※6:「学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)について」文化庁HP http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/

小川　明子(おがわ・あきこ)

早稲田大学政治経済学部経済学科卒業
早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了、博士(法学)
2008年　早稲田大学法学学術院助手
2017年　山口大学知的財産センター特命准教授
2019年より現職